

令和7年度 市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託
にかかると公募型プロポーザル募集要項

| 1 業務内容に関する事項 | | |
|--------------|----------------|--|
| (1) | 案件名称 | 令和7年度 市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託 |
| (2) | 概要(事業目的及び業務内容) | <p>【事業目的】 本市では、重点施策等について、広報紙やホームページなど各種媒体を用いて計画的かつ効果的な情報発信に務めているところであるが、その手段の一つとして、重点施策等を多くの方にご理解いただけるよう、写真や動画を活用した視覚的に伝わる広報を実施している。</p> <p>また、スマートフォン等の普及やデジタル化が進み、情報収集の手段としてYouTubeやサイネージ等が利用されるようになり、動画に触れる機会が多くなっていることから、各所属においても情報発信だけでなく窓口対応や説明会等に代わる手段としても、動画を作成する機会が増えている。</p> <p>これらの動画の質を向上させるため、本事業により、市の重点施策やイベントPR等の動画に、民間事業者のノウハウを取り入れ、伝わりやすさ、見やすさ等を向上させた効果的な動画を作成するとともに、本市職員が行う動画作成に対し、民間事業者のアドバイスを加えることで、動画を活用した広報を促進し、広報力の強化や、動画作成を外部発注する際のディレクション能力の向上につなげる。</p> <p>あわせてイベントや人物などの広報用写真素材を、本市の広報媒体(広報紙・ホームページ等)にも活用することで、市民へ分かりやすく市政情報を提供し、施策・制度の理解や利用につなげることを目的とする。</p> <p>【業務内容】 仕様書のとおり</p> |
| (3) | 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 |
| (4) | 履行場所 | 本市指定場所 |
| (5) | 契約上限額 | 金6,452,415円(うち消費税等額586,583円) |
| 2 契約に関する事項 | | |
| (1) | 契約方法 | <p>大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。</p> <p>なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。</p> |
| (2) | 委託料の支払い | 業務の完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。 |
| (3) | 契約書 | 別紙「業務委託契約書(成果物型)」のとおり。 |
| (4) | 契約保証金 | 「大阪市契約規則」第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。 |

3 参加資格要件

参加資格を有するものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)、もしくはその連合体とし、参加申請時点で、法人等は次の(1)から(7)の条件を、連合体は次の(8)から(11)の条件を全て満たすこととする。

| | |
|------|---|
| (1) | 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないもの。 |
| (2) | 直近1カ年において、本店所在地の市町村民税並びに固定資産税を完納していること。 |
| (3) | 直近1カ年において、消費税及び地方消費税を完納していること。 |
| (4) | 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと(会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く)。 |
| (5) | プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 |
| (6) | 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 |
| (7) | 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿(業務委託)に、大分類(04映画等制作・広告・催事、印刷)中分類(01 映画・ビデオ制作または02広告代行)で登録していること。 |
| (8) | 連合体は、2以上の法人等により構成された任意団体、JV(共同企業体や合併企業)などとし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結までの間に設立すること。 |
| (9) | 連合体を構成する法人等(以下、「構成員」という。)は上記(1)から(6)の条件を全て満たしていること。 |
| (10) | 構成員のいずれかが、(7)の条件を満たしていること。 |
| (11) | 構成員のうち、代表となる法人等(以下「代表者」という。)を定めること。なお、申請書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。 |

なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員となること、参加申請を行う2以上の連合体の構成員となることはできない。

4 スケジュール

| | | |
|-----|---------------------|--------------|
| (1) | 募集開始(公開)日 | 令和7年1月20日(月) |
| (2) | 公募型プロポーザル参加申請書受付開始日 | 令和7年1月20日(月) |
| (3) | 質問締切日 | 令和7年1月29日(水) |
| (4) | 質問回答日 | 令和7年2月3日(月) |
| (5) | 公募型プロポーザル参加申請書提出締切日 | 令和7年2月10日(月) |
| (6) | 参加資格 決定通知日 | 令和7年2月13日(木) |
| (7) | 企画提案書 提出締切日 | 令和7年2月25日(火) |
| (8) | 選定会議 開催日 | 令和7年3月6日(木) |
| (9) | 審査結果 通知日 | 令和7年3月中旬(予定) |

| 5 質問 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|--|----|-----|-----|---------------------------|---|----|----------------------------|----|---|----------------------------------|----|-----------------|-----------------------|----|---|--------------|----|-----|--|----|-------------------|---|----|-------------------|--------------|----|-----|--|----|-------|
| (1) | 受付期間 | 令和7年1月20日(月)9:00～1月29日(水)17:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 提出書類 | 上記受付期間中に「質問票(様式1)」を提出すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) | 提出場所 | 「10 提出先、問合せ先」のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) | 提出方法 | 提出は、Eメールによるものとし、その他の方法(持参、郵送及びFAX等)は認めない。 なお、メール送信後、提出先へ電話連絡(平日9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00を除く))すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) | 回答方法 | 令和7年2月3日(月)に大阪市ホームページで公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 公募型プロポーザル参加申請 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 受付期間 | 令和7年1月20日(月)～2月10日(月) 受付時間 平日9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00を除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 申請書類 | <p>参加事業者には、次の書類の提出を求める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類</th> <th>法人等</th> <th>連合体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式2)</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>2 公募型プロポーザル参加申請書(様式2(連合体))</td> <td>不要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2(連合体))</td> <td>不要</td> <td>要(構成員ごとに提出すること)</td> </tr> <tr> <td>4 連合体の構成員名簿(様式3(連合体))</td> <td>不要</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>5 連合体の協定書の写し</td> <td>不要</td> <td>要※1</td> </tr> <tr> <td>6 直近1か年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの)</td> <td>不要</td> <td>要(構成員ごとに提出すること)※2</td> </tr> <tr> <td>7 直近1か年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの)</td> <td>不要</td> <td>要(構成員ごとに提出すること)※2</td> </tr> <tr> <td>8 使用印鑑届(様式4)</td> <td>不要</td> <td>要※3</td> </tr> <tr> <td>9 印鑑証明書または印鑑登録証明書(写し不可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの)</td> <td>不要</td> <td>要※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。 ※2 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等及び構成員については、不要。 ※3 契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に提出すること。</p> | 書類 | 法人等 | 連合体 | 1 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式2) | 要 | 不要 | 2 公募型プロポーザル参加申請書(様式2(連合体)) | 不要 | 要 | 3 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2(連合体)) | 不要 | 要(構成員ごとに提出すること) | 4 連合体の構成員名簿(様式3(連合体)) | 不要 | 要 | 5 連合体の協定書の写し | 不要 | 要※1 | 6 直近1か年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの) | 不要 | 要(構成員ごとに提出すること)※2 | 7 直近1か年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの) | 不要 | 要(構成員ごとに提出すること)※2 | 8 使用印鑑届(様式4) | 不要 | 要※3 | 9 印鑑証明書または印鑑登録証明書(写し不可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの) | 不要 | 要※2※3 |
| 書類 | 法人等 | 連合体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式2) | 要 | 不要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 公募型プロポーザル参加申請書(様式2(連合体)) | 不要 | 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2(連合体)) | 不要 | 要(構成員ごとに提出すること) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 連合体の構成員名簿(様式3(連合体)) | 不要 | 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 連合体の協定書の写し | 不要 | 要※1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 直近1か年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの) | 不要 | 要(構成員ごとに提出すること)※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 直近1か年分の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの) | 不要 | 要(構成員ごとに提出すること)※2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 使用印鑑届(様式4) | 不要 | 要※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 印鑑証明書または印鑑登録証明書(写し不可。参加申請時点で発行日から3か月以内のもの) | 不要 | 要※2※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) | 提出場所 | 「10 提出先、問合せ先」のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) | 提出方法 | 提出は、持参又は郵送等(簡易書留等の送付履歴が分かるもの。)によるものとする(郵送等の場合は(1)受付期間内に必着)。 書類は、各1部提出すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) | 通知方法 | 参加資格の確認を行い、参加事業者すべてに対して、令和7年2月13日(木)にEメールにより通知する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 7 企画提案書提出 | | |
|------------|----------|---|
| (1) | 受付期間 | 令和7年2月13日(木)～2月25日(火) 受付時間 平日9:00～17:30(休憩時間12:15～13:00を除く) ※上記期間内に提出がない場合、本プロポーザルに参加する意思がないものとみなします。 |
| (2) | 提出書類 | 上記受付期間中に次の書類を提出すること。 ア 企画提案書(様式5) イ 業務実施体制(様式6) ウ 実績調書(様式7) エ 経費見積書(全体・内訳)(様式8) なお、「企画提案書 作成要領」を踏まえ、別紙1「提案競技課題」を作成すること。 |
| (3) | 提出場所 | 「10 提出先、問合せ先」のとおり |
| (4) | 提出方法 | 提出は、持参又は郵送等(簡易書留等の送付履歴が分かるもの。)によるものとし、その他の方法(FAX・メール等)は認めない(郵送等の場合は(1)受付期間内に必着)。 書類は、紙媒体10部(正本1部、副本9部)を提出し、副本には記名しないこと。 ※副本には、事業者名がわかる内容(推測される場合を含む)を記載しないこと。 |
| 8 選考に関する事項 | | |
| (1) | 選考方法 | (1) 提出された「企画提案書(添付書類を含む)」及び別途実施するプレゼンテーションについて、選定会議の委員が審査基準に基づき審査を行い、採点を行う。 (2) その採点結果をもとに、大阪市政策企画室長は最も優れた事業者を契約相手方として決定する。 (詳細は別紙2「選考方法及び審査基準」のとおり) |
| (2) | 審査項目及び配点 | 次の審査項目について審査を行い、採点する。 ア 提案内容の有効性・創造性(50点) イ 実施体制等(40点) ウ その他(10点) (詳細は別紙2「選考方法及び審査基準」のとおり) |
| (3) | 審査結果 通知日 | 令和7年3月中旬予定 |
| (4) | 通知方法 | 参加事業者すべてに対して、書面をもって通知するとともに、大阪市ホームページに掲載する。 |
| (5) | 失格事由 | 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。 ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること イ 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと エ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと |

| 9 その他 | |
|-------------|---|
| (1) | 参加申請後、契約締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、参加を無効とする。 |
| (2) | 提出された書類全ての作成・提出にかかる経費は、事業者の負担とする。 |
| (3) | 提出された書類は、返却しない。 |
| (4) | 提出された書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。 |
| (5) | 提出された書類は、審査・選考の用以外に事業者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く) |
| (6) | 企画提案書の提出は、1者1案とする。 |
| (7) | 大阪市より提供した資料及びその他知りえた全ての情報について、大阪市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。 |
| (8) | 受付期間の終了後、書類の提出や追加、差し替え等は認めない。 |
| (9) | 事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。 |
| (10) | 契約の締結は、令和7年度予算が発効したときとする。 |
| (11) | 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。 |
| 10 提出先、問合せ先 | |
| 担当部局 | 大阪市政策企画室市民情報部広報担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 5階 電話:06-6208-7251 FAX:06-6227-9090 Eメール:aa0015@city.osaka.lg.jp |